

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	建築相談事務事業			事業コード	0784
所属コード	93000	課等名	建築指導課	係名	指導係
課長名	上柿 信	担当者名	滝沢 幸雄	内線番号	7223
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名	一般会計 8 款 5 項 4 目 建築指導事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 48 年度	
根拠法令等	建築基準法			

(2) 事務事業の概要

建築等に関わる相談に対して指導及び回答を行い、快適な住環境の実現を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

昭和 48 年 4 月に盛岡市が特定行政庁 (建築基準法の事務を行う地方公共団体の長) として建築確認検査業務を開始してから建築に関する相談に応じている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

建築に関わる事故や事件の防止及び環境問題に関する根拠法令の改正が行われた。法律の改正が今後も行われる予定であり、一般の相談に加え法改正に関する相談が増えることが予想される。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・市民及び建築業務関係者

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 市民及び建築業務関係者	人	2268	2043	2000	1665	2000
B						
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

建築基準法の規定に基づいて, 来庁者及び電話等による相談に応じた。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 相談件数	件	2268	2043	2000	1665	2000
B						
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

市民及び建築業務関係者に対し, 建築等に関する法律を正しく理解してもらい, 違反建築物を未然防止する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績	26年度目標値
A 正しく理解してもらった指導及び回答割合(的確な指導及び回答数/相談件数)	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	100	100	100	100	100
B 建築物に関する苦情件数	<input type="checkbox"/> 上げる <input checked="" type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	件	23	28	5	24	20
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	2,268	2,043	2,000	1,665
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	9,072	8,172	8,000	6,660
計	トータルコスト A+B	千円	9,072	8,172	8,000	6,660
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

法の制度，運用について理解していただき適法な建築物となるよう指導する事で，快適な住宅地の形成に結びついている。

② 市の関与の妥当性

建築確認審査及び建築許可等の業務を行っていることから，担当課として建築に関する様々な情報を提供する必要があるため妥当である。

③ 対象の妥当性

建築に関する相談の場合、全ての相談に対応する必要があり、対象を絞ることはできないため、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

建築に関する情報提供に混乱が生ずることで、適法な建築への誘導に至らなくなることが考えられるため、廃止・休止の影響は大きい。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

受動的な事務であるため、向上の余地はない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益者の費用負担はなく、かつ、特定の受益者はいないため、公平性は高いと思われる。

(4) 効率性評価

事務費がないため、事業費の削減余地はない。

また、法改正、社会情勢の変化により、相談件数がほぼ横ばいで推移しており、相談内容も複雑化しているため、業務時間数を削減することはできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

相談業務に利用する関係資料の整備を行い、電子データ化及びデータの共有化を行うことで、業務時間数の短縮化を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

データ共有化のための経費の確保が必要となる。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

関係資料の整理を図りながら多様化する相談内容に対応するとともに，時間短縮に努める。